

空き家等の除却に対して支援します



十日町市空き家等除却支援事業補助金

危険な空き家等の発生を未然に防ぐため、空き家等を解体する方に対して補助金を交付します。

受付期間

- 申込み受付：令和8年4月13日（月）～5月13日（水）
※先着順ではありません。
※申し込み多数の場合は抽選となります。（抽選日：5月20日（水）予定）
- 申請書受付：令和8年5月20日（水）～令和8年6月30日（火）

【手続きの流れ・提出書類等は裏面をご覧ください】

補助率・補助金額

※十日町市立地適正化計画に定められた、十日町市街地周辺にあるエリア。

区域	補助率	補助額
居住誘導区域内※	経費の 50%	上限 30 万円
居住誘導区域外		上限 20 万円

補助対象者要件



- 空き家等を所有している方またはその相続人
- 現住所地の市区町村税の滞納がないこと

補助対象空き家等



- 市内の住宅や店舗等
（敷地内にある住宅などに付随する附属家等のみの除却は除く）
- 過去1年以上使用されていないもの
- 公共事業の補償対象となっていないもの
- 建て替えを目的としていないもの



補助対象工事

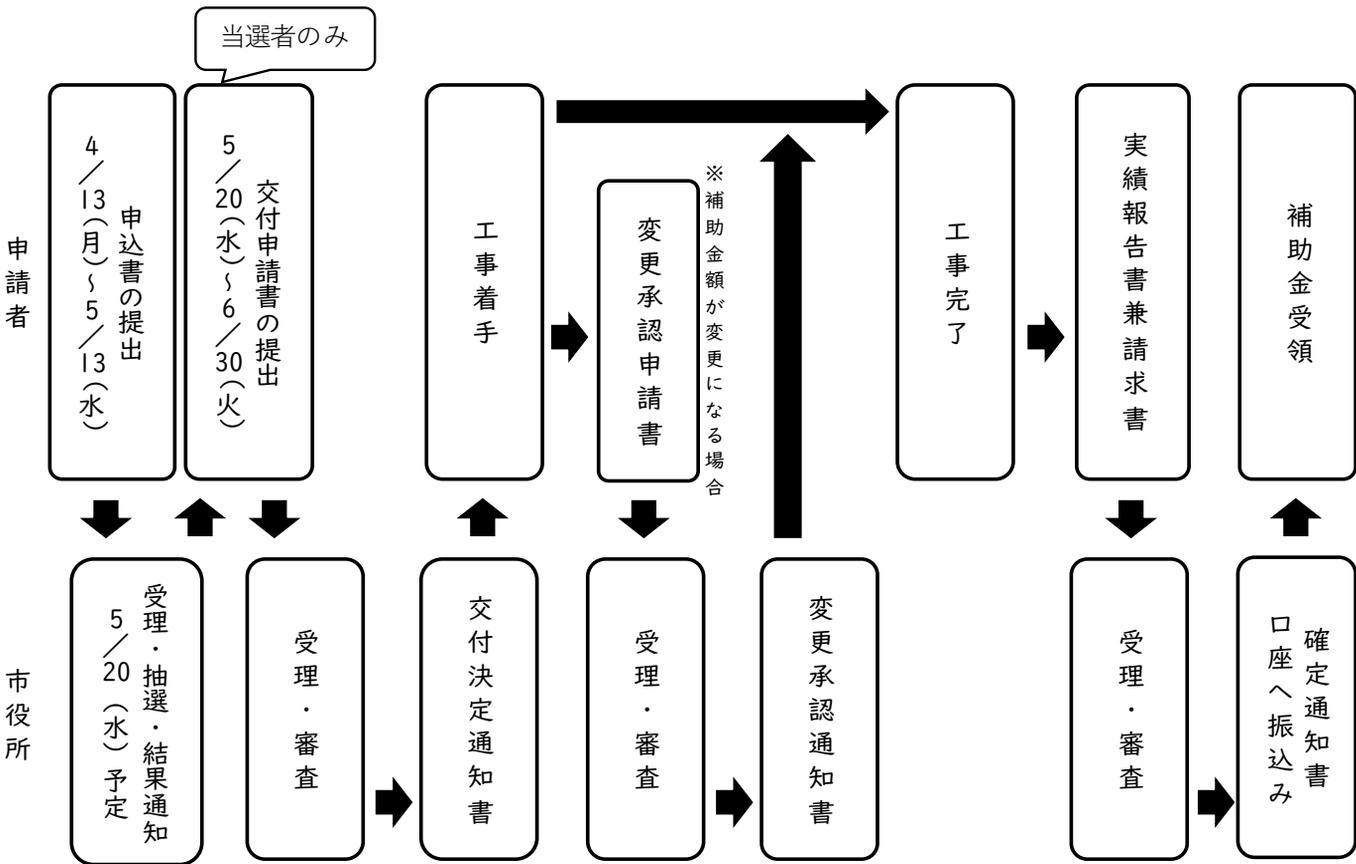
- 原則として敷地内の対象空き家とそれに付随する附属家等を全て除却し、更地の状態にする工事
- 次の要件を満たす事業者が施工する工事
 - ・市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主
 - ・建設業の許可を受けていること又は解体工事業として登録されていること

【提出・お問い合わせ先】

十日町市役所3階 都市計画課 特定空家対策係
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
電話：025-755-5216（直通）／ Eメール：t-toshi@city.tokamachi.lg.jp

十日町市空き家等除却支援事業補助金

手続きの流れ・提出書類



申込みするとき	申請するとき	変更・中止するとき	完了したとき
申込期間： 4月13日～5月13日	申請期間： 5月20日～6月30日	変更時 速やかに	完了時 速やかに
<ul style="list-style-type: none"> 補助金申込書 工事見積書の写し 工事の内容が確認できる明細としてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 空き家等の所有者が確認できる書類 (登記簿や納税通知書等) 相続関係がわかる書類 (申請者が相続人の場合) 市税等の未納がない証明書 工事見積書の写し 工事の内容が確認できる明細としてください。 工事着工前の写真 工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください 	<p>< 変更・中止する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象工事の内容を変更するとき ※補助金額の増減を伴う変更のみ 施工業者を変更するとき <p>・変更承認申請書又は中止届</p> <p>・変更後の見積書の写し</p> <p>・変更する工事箇所の写真<着事前></p> <p>※中止の場合は、添付資料不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書兼請求書 通帳(表紙の裏面)の写し 請求書又は契約書の写し 領収書の写し 完了後の写真 着手前の写真と比較できるように撮影してください

【提出・お問い合わせ先】

十日町市役所3階 都市計画課 特定空家対策係
 〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
 電話：025-755-5216 (直通) / Eメール：t-toshi@city.tokamachi.lg.jp